

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

熊本県商工労働部商工雇用創生局
労働雇用創生課長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
能力評価担当参事官室
主任職業能力検定官

令和 8 年熊本地震を受けた令和 8 年度前期技能検定試験の取扱いについて

令和 8 年度前期技能検定試験の実施については、令和 8 年度技能検定実施計画(令和 8 年厚生労働省告示第 59 号。以下「大臣告示」という。)により告示しているところであるが、標記については、平成 16 年 4 月 1 日付け能発第 040101 号別添「技能検定試験事務手引(都道府県及び都道府県職業能力開発協会関係)」に基づき、下記のとおりとするので、貴管内の都道府県職業能力開発協会等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないよう御配慮願います。

記

1 実技試験について

令和 8 年度前期技能検定試験における実技試験(試験が統一日に実施されるものを除く。)の実施については、大臣告示「第一 都道府県知事が実施する技能検定」の「三 日程」の「(一) 前期」の表中上欄「実技試験」の下欄の「二 実施」で示したとおりであるが、同欄の二の(一)(次表左欄)について、令和 8 年熊本地震の影響により当該期間における実施が困難と認められる職種に限り、次表右欄のとおり変更することとして差し支えないこと。

大臣告示第一の三の(一)の表中上欄「実技試験」の下欄の二の(一)に示す実施期間	令和 8 年熊本地震の影響により実施が困難と認められる検定職種の実技試験の実施期間
(一) 令和八年七月十二日(日)に学科試験を実施する検定職種((三)に掲げるものを除く。 令和八年六月十日(水)から同年八月九日(日)まで	(一) 令和八年七月十二日(日)に学科試験を実施する検定職種((三)に掲げるものを除く。 令和八年六月十日(水)から熊本県知事が指定する日まで(ただし、当該熊

	<u>本県知事が指定する日は、検定職種ごとの実情に応じて、同年八月十日（月）から九月九日（水）までの間において定めるものとする。）</u>
--	---

2 その他

（１）変更の公示について

上記１により、既に公示している令和８年度前期技能検定試験の実技試験について変更する場合は、速やかに変更事項について公示すること。ただし、貴県の実況により、公示することが困難な場合は、貴県ホームページ等への掲載等により、広く受検者に当該変更について周知することとして差し支えないこと。

（２）受検手数料の返還について

上記１により実施期間の延長を実施する場合等において、対象となる受検者が延期した日程等による試験の受検を希望せず、受検手数料の返還を希望するときは、貴県において返還の対応を取ることに差し支えないこと。

（３）実技試験または合格発表の変更に係る報告について

上記１による変更については、厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室まで報告すること。